札幌パートユニオン機関紙　No.１８３

陽だまり

発行：札幌パートユニオン
〒060-0004　札幌市中央区
北４条西１２丁目１－１１
ほくろうビル４階
TEL　０１１－２１０－１２００
FAX　０１１－２０６－４４００
発行日：２０１９年１１月３０日

安倍自民党の改憲－「自然災害対応のための緊急事態条項新設」は国民をだます、全くのゴマカシ

三権分立を壊し、基本的人権を奪える究極の憲法破壊

第２回定例学習会開く(9/14)

安倍自民党政権の「憲法改正」とは何か～意見を出し合おう～

９月 14 日に今期第２回定例学習会を、第１回につづき安倍自民党政権の改憲案について、20 名を超える組合員が集まりユニオン会議室で開きました。

今夏の参院選で与党が改憲発議に必要な議席の３分の２を割ったにもかかわらず、安倍首相は「憲法改正をする」と宣言し新たな改憲の為の体制を作る中で、今回は安倍自民党が出している改憲４項目のうちの「緊急事態条項の新設」という改憲案について意見を出し合いました。前回同様、担当幹事を中心に有志が集まって準備をして学習会に臨みました。

初めに会長から、まず安倍政権が憲法改悪をさらに進めようとしていると訴えました。次に北電泊原発周辺でガンが多発している問題を示し、また日韓の対立で安倍政権が「個人請求権はない」「徴用工なんか無かった」とウソをつき、マスコミも韓国バッシングばかりで正しい報道をしていないと政権とマスコミを厳しく批判しました。

つづいて山本事務局長は、末端の兵士だったにもかかわらず戦犯として処刑された学徒兵の遺書〔９頁に掲載〕の紹介をして、責任ある上官は無罪で帰国、今も政府は戦争の反省をしていない。先祖がやったことを子孫の私達があの戦争はひどかったと伝えていき、戦争の反省の上に立って日本国憲法の前文に示された恒久平和を追求する精神を僕らがアピールしていくべきだと訴えました。

ドイツのヒトラーは民主的な憲法の緊急事態条項を使って、独裁を実現した

司会から、前回の学習会のまとめと、今回の学習会開始直前にとった参加者へのアンケートの報告があり、「緊急事態条項」や「ヒトラーの独裁」について、よくわからないという人が多かった、みんな肩肘張らずに意見を出し合おうと呼びかけられました。

学習の最初に、「緊急事態条項」についてのテレビの特集ビデオを上映しました。ビデオは第 2 次世界大戦のときドイツのヒトラーが憲法の緊急事態条項を使って合法的に独裁政権をつくり侵略戦争、ユダヤ人大量虐殺を行ったこと、日本でも「緊急事態条項」が作られれば、ヒトラーのような独裁政権が生まれる可能性を否定できないという憲法学者の見解も紹介するものでした。ビデオを見て、独裁を「決断できる政治」と言い、戦争準備を「平和と安全の確保」と言うヒトラーの言葉は安倍首相と同じだとか、緊急事態条項はヒトラー政権誕生と関連する事がわかった、危ないと感じるといった感想が出ました。　（２頁につづく）

つづいて自民党の「緊急事態条項新設」改憲案とその宣伝の為の「Q＆A」の当該部分を読み、司会がそのまとめと若干の問題指摘をしました。また岩本先生の講演(文章化したもの)の「緊急事態条項新設」の問題性を話された部分を読み合わせて、これも司会が簡単なまとめを行い意見交換に入りました。

岩本先生は、自民党改憲案にある「緊急事態条項」では、緊急な自然災害に対応するために必要だと言うが、それなら事前に法律を作ればいい問題だと憲法に組み込む必要性を完全に否定し、さらに国会の立法ではなく「首相が法律と同等の法令を制定できる」とするのが「緊急事態条項」の目玉で、それは立憲主義とは真逆の、三権分立・憲法を破壊し人権を大幅に奪うことにつながるものであり、ヒトラーの登場を許した歴史の経験を踏まえれば作ってはならないものだと批判しています。

「自然災害へ対応」「生命・財産を守る」は見え見えのウソ、「内閣が政令を制定」は憲法の停止だ

意見交換では、「これはいつか来た道だ」「自然災害への対応などというのは、全く見え見えのウソ。国民の生命・財産を守るというのもウソだ。太平洋戦争のとき国家は国債を発行して国民から金を集めたが、一切返さなかった。合法的にやったのだ。」という70歳代の組合員の発言で始まりました。

「どういう手続きにしろ、簡単に憲法を変えられる実態を作ってはいけない」「国民を守る為として作られた治安維持法は、体制に反対する者は全部引っ張って行けと運用された。」として、「危ない方へ走っていくのは間違いない」という意見が山本さんから出され、「条文案では「大地震その他の災害」とあるが、「その他」が抜け道だ」と自民党は戦争時や内乱を想定していることのゴマカシを指摘する意見、さらに「安保法も共謀罪法も強行採決し、臨時国会開催要求も蹴飛ばした安倍政権は、民主主義を守ろうと思っていない。「「内閣が政令を制定できる」というのは、憲法を、三権分立、憲法3原則を停止するということだ」という意見も出されました。

「千葉の災害報道の中で、緊急事態の政令が何とかと言われていて、いいんじゃない？とその時は思ったが、それだけじゃない事が今日分かった」という感想も出ました。

また、「参院選演説のときに、政治的に中立のはずの道警が安倍政権に抗議する人を排除した。埼玉県警も同様な事をした。沖縄では自衛隊が島民の思想調査を堂々とやっている。」などを例に挙げて、戦前が始まっていると感じる、という意見も出されました。

最後に、今一度平和憲法の意義を思い起こして、安倍自民党政権の改憲運動に反対していこう、自民党の改憲案「緊急事態条項新設」は「9条に自衛隊明記」と一体で、人権を押さえ込み、反対する者を弾圧し、国民を戦争体制に総動員するものだ、私たちユニオンから反改憲の声を発信していこう、という司会からのまとめと呼びかけが力強くされて学習会を終えました。

手料理も出されて、懇親会で楽しく交流

学習会のあとは恒例の懇親会を行いました。今回は手料理も出されて、勝利的に争議の区切りをつけた仲間からの報告もあり楽しく交流ができました。(Y)

第3回定例学習会は12月27日(土)１５時から　札幌すみれホテル

安倍自民党政権の「憲法改正とは」～意見を出し合おう～第３回目
国民投票法の欠陥、平和憲法の意義、私たちの行動などを予定

学習会後に札幌地区ユニオン2020春闘学習会、望年の会を行います。

平和の取り組み、総がかり行動・講演にユニオン員も参加

平和憲法改悪絶対阻止!!戦争する国づくりを許さない!!

安保法(戦争法)・共謀罪法、今すぐ廃止!　沖縄・辺野古米軍新基地建設反対!!

着々と進む自衛隊の沖縄南西諸島への配備の危険性を訴える、沖縄平和運動センターの山城議長　9.12

「戦争をさせない」総がかり行動で、自衛隊の中東派遣の危険性・法的根拠の疑念を訴える、呼びかけ人の一人岩本一郎(北星学園大教授)さん。〔前列中央〕　10.19

暗くなるのが早くなった。ユニオンも横断幕を最前列で掲げて参加。　9.19 総がかり行動

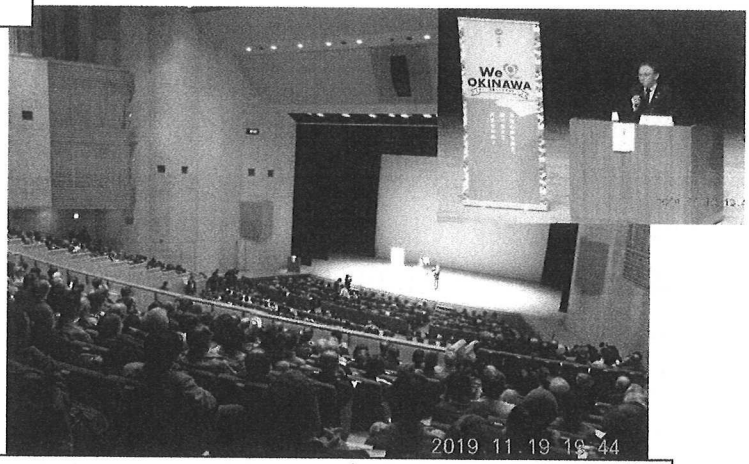

玉城デニー沖縄県知事がトークキャラバンで来道。沖縄辺野古米軍新基地、安保条約地位協定の問題性を主権者の一人として考えて欲しいと訴え。　11.19

10.6　さようなら原発北海道集会

呼びかけ人の一人、小野有五(北大名誉教授)さんが挨拶

STOP 泊原発再稼動！
幌延深地層研、研究延長反対！
全道から労働者・市民が集まる

デモに出発

各地域のユニオンの仲間530人が姫路市に結集！

第31回コミュニティ・ユニオン全国交流集会 INひょうご姫路

コミュニティ・ユニオン第31回全国交流集会「ひょうご姫路集会」が2019年10月5日から2日間、兵庫県姫路市のキャッスルホテルで全国各地のユニオンの代表、約530人が参加して開催されました。

コミュニティ・ユニオンとは、各地域で活躍している個人加盟の労働組合、ユニオンが結集し、労働法制改悪阻止、最低賃金引上げ、厚生労働省との交渉、争議支援、平和と民主主義を守る闘いなどを展開し、年に1度、全国から地域の活動家が参加し、全国交流集会を開催し、仲間の交流を深めています。今年の全国集会は31回目となり、札幌パートユニオンからは新野会長をはじめ5名が参加しました。

集会は、主催者の挨拶ではじまり、最初に、向こう1カ年の活動方針案を提起し、新役員を選出しました。その後、各地域での争議組合からの闘いの報告がありました。

特別の催しとして、一人芝居「憲法くん」でおなじみの芸人・松本ヒロさんの一人語りで、1時間半、お笑いで権力をバッサリ斬りまくり、会場から笑いが止まりません。

憲法の前文を一気に暗唱し、参加者全員、あらためて憲法のすばらしさに感銘しました。

夜は、恒例の歓迎レセプション、参加した各ユニオンの自己紹介などで大いに盛り上がりました。

2日目は、分科会です。①精神疾患の認定を勝ちとるには、②いじめ・パワハラ相談ノウハウ、③外国人労働者と共につくるよりよい労働環境、④ロサンゼルスの労働運動と参加型労働運動、⑤公務パート、⑥平和行政、⑦労働組合への権力弾圧、⑧組織運営、⑨均等待遇、⑩女性と労働、⑪生活できる賃金を、⑫韓国非正規センターの取り組みなど１２の課題で分科会を開催しました。

分科会終了後、全体集会を開催し、集会宣言、次回開催地の神奈川県横須賀市のユニオンからの決意表明、最後は団結がんばろう三唱で全国交流集会を閉会しました。

第１分科会「精神疾患の認定」は、札幌パートユニオンから新野会長が参加しました。職場のパワハラ・セクハラ、長時間労働など原因とする精神疾患（うつ病など）に関しては、荒廃する労働環境を背景に、労災請求が増加し続けています。

一方で、労災認定率は30%で横ばい状態となっており、多くの労災申請が不当な不支給決定を受けています。申請して認定までに、ほとんどが8ケ月以上であり、認定遅れも深刻な状態となっています。認定条件の緩和を国に強く求めていく運動を大きく広げていくことをお互いに確認しました。

コミュニティ・ユニオン全国交流集会　分科会報告・感想

第２分科会「いじめ・パワハラ相談の対応ノウハウ」

参加人数が 50 人を超えるという中での分科会は、「いじめ・嫌がらせ」の相談対応者のスキルアップを図りたいという千葉茂さん（いじめメンタルヘルス労働者支援センター）の資料の解説から始まりました。「相談マニュアル」についてでは、労働相談を受ける時の注意点として①一人で対応しないこと。一人で対応する時は 50 分以内にする。（相談員のメンタルを守るため）②相談員が聞きたいことではなく、相談者の話したいことをゆっくり話してもらうこと。（質問攻めにしないように注意すること）などが話されました。

困った事がひとつ。近年の傾向として、いじめられていることは分かっているのに、自分がどんな目に遭っているかを言葉で表現できない人が増えていて、詳細を知るのに時間がかかることが多くなってきている、とのこと。

一人の人間として、自己表現の方法、言葉を発せられなくなっている人にどうやって手を差し出したら良いのか、考えていく必要が出てきているのでしょう。

自己表現の方法・言葉を教えることが、社会に求められているのか、と思いました。

（安井由美子）

第７分科会「労働組合への権力弾圧」

31 名が参加したこの分科会では、全日本建設運輸労働組合・関西地区生コン支部（関生支部）副委員長と執行委員の二名が報告しました。

憲法で保障されている労働三権や、労働組合法は、弱い立場にある私たち労働者、そして労働組合の正当な権利です。ところが、ストライキを「威力業務妨害」、コンプライアンス違反を告発する組合活動やチラシ撒きを「恐喝」事件として警察・検察が一体となって「関西地区生コン支部」の組合員 79 名が大量逮捕され 66 名が起訴されています。しかもこの間保釈も認められない、家族にすら面会できない、保釈されても組合事務所にもいけない、仕事もできない状況である。このような正当な労働組合活動を犯罪扱いし、組合を破壊しようとしているのは明らかだと関西生コン支部の二名は訴えました。

参加したユニオンからも「今回の事件は個別な争議に介入するだけではなく、組合組織全体を破壊する攻撃ではないか」「共謀罪との関係では滋賀県警ではサイバー犯罪対策課が捜査している。スマホ・パソコンなど組合の通信関係は気をつけるべき」「全国の組合みんなで支援しよう」など多くの発言がありました。

「労働者は団結して組織をつくり、賃金や労働時間といった労働条件を改善するため使用者と団体交渉を行い、ストライキなどの団体行動ができる。これらは労働者の権利として憲法 28 条で認められ、労働組合法で詳細を定めている」このような労働三権や労働組合法を否定し関西生コン支部を破壊しようとしているのです。

私は、関西生コン支部は「やりすぎだから」という声を聞きました。しかし関西生コン支部だけの問題ではありません。全国のユニオンが支援し反対していこうと思いました。

今回は組合費の援助を得て参加させてもらいました。ありがとうございました。（O）

札幌地区ユニオン・札幌パートユニオンの
ホームページを見よう！次々と更新しています！
アドレスは　http://spk-chiku-union.jp/　札幌パートユニオン　検索

全国交流集会　分科会報告・感想つづき

第10分科会「女性と労働」

女性と労働というテーマを見て女性の働き方、どんな環境でどんな仕事をして、また生きがいを持って頑張っているのかなどを知り、聞きたくて参加しましたが、職場はパワハラで苦しんでいる女性が多い事にびっくりしました。（男性も例外ではないですが。）

分科会には21名が参加し、報告・意見を出し合いました。まだまだ日本の“男社会”風な部分が残っていて、差別的な傾向が未だにある気がします。

心も身体も病んでしまった女性は仕事にも行けず、会社も辞めて復帰するのがなかなか出来ないため、日常の生活も不安な日々を過ごし、また何の保障もなく、社会に声をぶつけたい思いです。

パワハラを（差別も）見て見ぬ振りする企業・社会は、その人の人権をも侵害している。そういう現実では「同一労働同一賃金」、そして基本的人権を守れと声を上げても均等待遇も実現できないのではと思います。

分科会では最後に、このような相談者に我々ユニオンもどんな活動をし、応援していくか考えていきましょうと皆で確認して終わりました。（吉崎）

第11分科会「生活できる賃金を！最低賃金を引き上げよう！」

栃木のわたらせユニオンと、きょうとユニオンの仲間から報告を受け、その後は各地方からの発言になり、私も発言しました。わたらせユニオンからは、2007年より県の最低賃金審議会に意見書提出、傍聴、異議申し立てなどに取り組み、審議会の度に労働局前で最低賃金引上げの横断幕を掲げて闘っていることなどが報告されました。きょうとユニオンからは「最低賃金制度について」という闘いの歴史についてのレポートが出され、「最初から『支払い能力論』ではなく『生計費原則』であった」（イギリスの労働組合）ことなどについて学びました。

私の発言では、北海道の最賃は、861円になったが、これは年間2000時間働いても、172万円ほどにしかならず、ワーキングプアを脱却できる賃金ではないこと、パートユニオンとしては、連合北海道の中で「発効日を気にせず闘いぬき大幅に引き上げていくべき」と主張しているが、発効日とのからみで、最賃中央審議会で決められた目安額で終わっているという現状について報告しました。

神戸ワーカーズユニオン・熟年者ユニオンからは「今の年金制度では、将来、労働者の半数以上が生活保護を老後の生活設計の柱にせざるを得なくなる。公的年金の掛け金を掛けられなくても老後に生活できる年金制度を実現させる運動を全国に広めよう」と危機感を持った提起がありました。

最賃の引き上げによって影響を受ける労働者が1000万人くらい存在するという報告が、わたらせユニオンからありました。春闘で労働組合の側が敗北し続けた結果、そのような衝撃的な数字になったのだと思います。自分の賃金を考えても、他人事ではありません。今の最賃制度の問題点については、発言者は大体同じことを述べていました。①日本の最低賃金は先進国中最低レベルにあること②地域間格差が広がっていること③従って全国一律の最低賃金に改めるべきこと、などです。

今後もパートユニオンとしては、発効日にこだわらず、大幅に最賃を引き上げていくことを要求し闘っていくべきだと思います。（G）

来年の第32回全国交流集会は、神奈川県横須賀市です

コミュニティ・ユニオン全国交流集会　参加報告会を開催(10.21)

10 月 19 日(土)に、新野会長以下５名が参加したコミュニティ・ユニオン全国ネットワーク第 31 回全国交流集会の参加報告会を開きました。最初に新野会長から、全国ネットは個人加盟を中心に地位向上、労働条件改善、格差なくす、さまざまな闘いを展開していると紹介がありました。つづいて全体集会について、全国ネットの総会で、パートユニオンから提案した「労働審判の代理人を労組専従役員にも認めることの実現」「待遇差を無くす為の法律を無期転換した労働者にも適用するよう働きかけること」の２点が方針に盛り込まれたこと、そのあとのコメディアン松元ヒロさんの一人芝居「憲法くん」は、憲法の前文を暗唱するなどすばらしいものだったと報告がされました。

分科会報告として、会長から参加した第１分科会「メンタル労災の基準と実際の運用」の報告として、相談の大半がパワハラによる精神疾患だが認定率が低い、パワハラだけでは認定されない問題があることなどが報告されました。つづいて第２分科会参加の安井さん、第７分科会参加のＯさん、第 10 分科会参加の吉崎さん、第 11 分科会参加のＧさんから、各分科会の報告がされました。(４～６頁を参照してください。)

パワハラも最賃も深刻な問題、全国の仲間と団結して闘いぬくしかないという会長からのまとめを受けて、報告会を終えました。終了後、用意された手料理が出され、交流会を行いました。(Y)

地域や全国の仲間のとりくみ

ユニオンの仲間たち

企業内に複数組合がある場合、少数組合であっても組合差別は不当労働行為に当たるという判断が、東京都労働委員会から出されました。東京管理職ユニオン(労働組合朝日新聞再生機構)の取り組みです

東京都労働委員会が、組合の差別的扱いにＮＯ！東京管理職ユニオンが勝利！

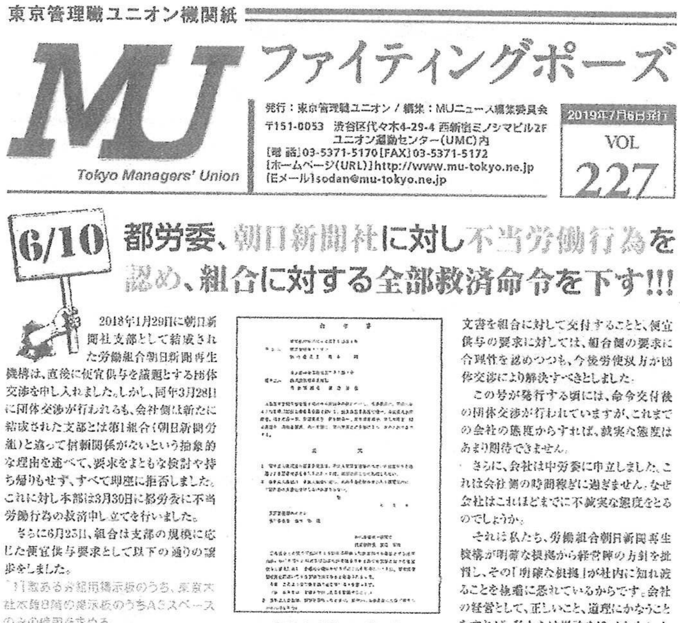
東京管理職ユニオン機関紙

MU ファイティングポーズ

Tokyo Managers' Union

発行：東京管理職ユニオン / 編集：MUニュース編集委員会
〒151-0053　渋谷区代々木4-29-4 西新宿ミノシマビル2F
ユニオン運動センター(UMC)内
[電話]03-5371-5170[FAX]03-5371-5172
[ホームページ(URL)]http://www.mu-tokyo.ne.jp
[Eメール]sodan@mu-tokyo.ne.jp

2019年7月6日発行　VOL 227

6/10 都労委、朝日新聞社に対し不当労働行為を認め、組合に対する全部救済命令を下す!!!

2018年1月29日に朝日新聞社支部として結成された労働組合朝日新聞再生機構は、直後に便宜供与を議題とする団体交渉を申し入れました。しかし、同年3月28日に団体交渉が行われるも、会社側は新たに結成された支部とは第1組合(朝日新聞労組)と違って信頼関係がないという抽象的な理由を述べて、要求をまともな検討や持ち帰りもせず、すべて即座に拒否しました。これに対し本部は3月30日に都労委に不当労働行為の救済申し立てを行いました。

さらに6月25日、組合は支部の規模に応じた便宜供与要求として以下の通りの譲歩をしました。

[1]数ある労組用掲示板のうち、東京本社本館8階の掲示板のうちA3スペースのみの使用を求める

[2]会議室の利用を18時以降に絞る

しかし、7月4日に会社はこれも拒否しました。そして、本件は結果的に以下の点を争う事案となりました。

【朝日新聞事件の勝利命令】

文書を組合に対して交付することと、便宜供与の要求に対しては、組合側の要求に合理性を認めつつも、今後労使双方が団体交渉により解決すべきとしました。

この号が発行する頃には、命令交付後の団体交渉が行われていますが、これまでの会社の態度からすれば、誠実な態度はあまり期待できません。

さらに、会社は中労委に申立しました。これは会社側の時間稼ぎに過ぎません。なぜ会社はこれほどまでに不誠実な態度をとるのでしょうか。

それは私たち、労働組合朝日新聞再生機構が明確な根拠から経営陣の方針を批判し、その「明確な根拠」が社内に知れ渡ることを極端に恐れているからです。会社の経営として、正しいこと、道理にかなうことをすれば、私たちは異論を述べません。しかし、傘下の販売店に対しては、売れていない部数(残紙)を半ば押し付けて見て見ぬふりをし、懸命に働いてきた自社の契約社員を雇止めするなど、およそ紙面に書い

勝利を伝える東京管理職ユニオンの機関紙

郵政産業労働者ユニオン輸送近畿支部も、日本郵便輸送による組合差別(組合事務所の貸与拒否)を許さず、昨年 12 月中央労働委員会から、不当労の認定をかちとっています。

朝日新聞デジタルでも報道

「団体交渉誠実に」
都労委、朝日新聞に命じる

朝日新聞社の一部の従業員が加入する新たな労働組合に、掲示板使用などの便宜供与を認めるかが問われた審査で、東京都労働委員会は 10 日、団体交渉に誠実に対応するよう同社に命じた。具体的な理由を説明せずに便宜供与を拒否したことが不当労働行為にあたると判断した。

・・・会社側は、組合との間に信頼関係がいまだ存在しないなどとして応じず、組合が都労委に救済を申し立てていた。

都労委は朝日新聞社の対応について、組合の理解を得ようとする努力などを欠いており、不誠実な団体交渉にあたると判断。また、合理的な理由をしめさずに要求を拒んだことは支配介入にあたるとも指摘した・・・

(2019・6・10　朝日新聞デジタルから)

札幌地区ユニオン　第３回組織研修会（11月9日）に参加

「『同一労働同一賃金』制度について」学びました

制度に沿っても待遇格差は無くならない
公正な就業規則ができるのか？運用上の不安も

今期第３回目の札幌地区ユニオン組織研修会は、昨年成立した欠陥だらけの「働き方改革」の一つ、正社員と非正規社員との不合理な待遇差を禁止するという「同一労働同一賃金」制度についてでした。この制度が来年 2020 年４月から（中小企業は 2021 年 4 月から）「パートタイム・有期雇用労働法」として施行されるにあたって、この制度の概要と問題点、わたしたち労働者はどうしていったらいいのかについて札幌地区ユニオン山本書記長の提起を受け学びました。

「同一労働同一賃金」制度とは、これまでの現行法の「パートタイム労働法」などを改定したものです。「職務の内容などが同一」である、短時間労働者（パートタイマー）及び有期雇用労働者と通常労働者（いわゆる正社員）との「不合理な待遇格差を禁止する」ことを主要な点とするものです。研修会ではまず、「パートタイム労働法」を改定した「パートタイム・有期雇用労働法」（「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」）についての様々な変更点の解説がされました。また厚労省から示された、基本給、賞与、手当、福利厚生などの「不合理な待遇の禁止」に関する指針（ガイドライン）の短時間・有期雇用労働者部分についての解説もされました。

ガイドラインでは、事業主は賃金などの待遇の制度を労使で確認し決めること、差をつけるとしても明確、公正な制度でなければならないことが示されています。とはいえ基本給や賞与は、「均等待遇」というより基準があれば待遇差を認める「均衡待遇」で括られる中身であること、さらにいろいろな手当については通勤手当や皆勤手当などのごく一部を除いて、差をつけていい「均衡待遇」の扱いになっている〔下の「概要」を参照〕などの解説がありました。

定年後に継続雇用された有期雇用労働者については、定年後の継続雇用を理由にした待遇差は不合理であるとされているとのことでした。

山本書記長は終わりに、同じ企業内でも正社員同士、正社員と無期雇用フルタイムなどで格差がなくならない、大企業と中小企業、大都市と地方の格差はあっていいのか、また大企業が溜め込む莫大な内部留保の問題＝適正配分の視点が欠かせないと問題点を指摘しました。

さらに、事業者はこの制度に沿った就業規則・契約規則を作らなければならないが、果たして公正なものか、現場の労働者の声が反映するのかなど運用上の不安も指摘されました。

山本書記長は今後として、待遇の疑問点の顕在化、公表する労働者自身の覚悟、進言する場の確保の工夫、労働組合としての行動力を挙げて、勇気のいることだが智恵を出し合い一緒にやっていこうと呼びかけました。（Y）

厚労省が出した「同一労働同一賃金ガイドライン」2018 年 12 月

「同一労働同一賃金ガイドライン」の概要②
（短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針）

パートタイム労働者・有期雇用労働者（１）

① 基本給

- **基本給**が、労働者の能力又は経験に応じて支払うもの、業績又は成果に応じて支払うもの、勤続年数に応じて支払うものなど、その**趣旨・性格が様々である現実を認めた上で、それぞれの趣旨・性格に照らして、実態に違いがなければ同一の、違いがあれば違いに応じた支給を行わなければならない。**
- **昇給**であって、労働者の勤続による能力の向上に応じて行うものについては、同一の能力の向上には同一の、違いがあれば違いに応じた昇給を行わなければならない。

② 賞与

- **ボーナス（賞与）**であって、会社の業績等への労働者の貢献に応じて支給するものについては、同一の貢献には同一の、違いがあれば違いに応じた支給を行わなければならない。

③ 各種手当

- **役職手当**であって、役職の内容に対して支給するものについては、同一の内容の役職には同一の、違いがあれば違いに応じた支給を行わなければならない。
- そのほか、業務の危険度又は作業環境に応じて支給される**特殊作業手当**、交替制勤務などに応じて支給される**特殊勤務手当**、業務の内容が同一の場合の**精皆勤手当**、正社員の所定労働時間を超えて同一の時間外労働を行った場合に支給される**時間外労働手当の割増率**、深夜・休日労働を行った場合に支給される**深夜・休日労働手当の割増率**、**通勤手当・出張旅費**、労働時間の途中に食事のための休憩時間がある際の**食事手当**、同一の支給要件を満たす場合の**単身赴任手当**、特定の地域で働く労働者に対する補償として支給する**地域手当**等については、同一の支給を行わなければならない。

⚠ ＜正社員とパートタイム労働者・有期雇用労働者との間で賃金の決定基準・ルールの相違がある場合＞

- 正社員とパートタイム労働者・有期雇用労働者との間で賃金に相違がある場合において、その要因として賃金の決定基準・ルールの違いがあるときは、「正社員とパートタイム労働者・有期雇用労働者は**将来の役割期待が異なるため、賃金の決定基準・ルールが異なる」という主観的・抽象的説明ではなく、賃金の決定基準・ルールの相違は、職務内容、職務内容・配置の変更範囲、その他の事情の客観的・具体的な実態に照らして、不合理なものであってはならない。**

⚠ ＜定年後に継続雇用された有期雇用労働者の取扱い＞

- **定年後に継続雇用された有期雇用労働者についても、パートタイム・有期雇用労働法が適用される。**有期雇用労働者が**定年後に継続雇用された者であることは、待遇差が不合理であるか否かの判断に当たり、その他の事情として考慮される。**様々な事情が総合的に考慮されて、待遇差が不合理であるか否かが判断される。したがって、**定年後に継続雇用された者であることのみをもって直ちに待遇差が不合理ではないと認められるものではない。**

組合員の声を届けます

憲法学習会に２度とも参加した組合員からの声です。
安倍自民党政権が、日本の平和主義を支える憲法９条を葬り去ろうとしていることに対して、強い抗議の意思が伝わります。こんど歌って欲しいですね。

「クレームの唄」～9条やめるんですか？～

作詞・作曲：Ｔ．Ｔ

俺の唄　苦情だらけ　クレーム
本音を歌えば　放送禁止
最低　怒りの唄
消えた年金　美しい国づくり
「９条改正」　苦情の唄

俺の唄　苦情だらけ　クレーム
ロックなしでは　ろくでなし
いくつになってもやめられない
クレームの唄　クレームの唄　クレームの唄
行き場のない　苦情の唄

私は、戦争を知らない世代です。私が戦争について思う事は、亡くなった父からの影響が大きいです。

①食料不足でイモばかり食べていた事。（父はイモが嫌いでした。）
②空襲警報が発令され防空壕に避難した事。
③玉音放送を聞いて意味がわからず大人達が泣いていた事。

日本人は、忘れていると思うんですよね。戦争で廃墟となり、貧しく飢えていた時代の日本を。

そして戦争を永久に放棄した「日本国憲法９条」があるからこそ、今日の日本の平和、日本の繁栄がある事を。

「ある宇宙飛行士が宇宙船の窓から地球の大地に刻まれた国境線をさがそうとしたんだそうだ」「でもねそんなものはどこにもなかったんだよ」「ところが国境線はあるよね人々の心の中にたしかに引かれているよね見えないがんじょうな壁となって国と国を人と人を分断しているよね」「そんな幻の壁に心がとらわれて、けんかしたり、にくみあったり、血を流しあったり、そういうことってばかばかしいことだと思わないかい？」～「イマジン」ジョン・レノン自由訳より。

安倍首相！「９条やめるんですか？」本当に改正すべきはあなたの頭の中じゃないんですか？ボブディランのプロテストソング（抗議の歌）「風に吹かれて」を聞きながら思っています。そして、あなたが「９条改正」を唱え続けるかぎり、私の唄も加速していきます。クレームの唄として「いくつになってもやめられない」９条の唄。　　（Ｔ．Ｔ）

参考：第２回定例学習会で、山本事務局長から出された資料です（本号１頁・２頁参照）

学徒兵木村久夫上等兵の遺書（末端の兵士だったにもかかわらず戦犯として処刑された学徒兵）

日本は負けたのである。
全世界の憤怒と非難のまっただ中に負けたのである。
日本は無理をした　非難さるべき事も随分としてきた。
全世界の怒るも無理はない。
今の我に都合の悪きもの　意に添わぬものはすべて悪なりとして
腕力を以って、武力を以って　排斥してきた　我々の態度の行くべき結果は明白であった。

今や全ての武力　腕力を捨てて　全ての物を公平に認識、吟味、価値判断することが必要なのである。
そしてこれが真の発展を我々に与えてくれるものなのである。

しかし、さらに考えを致せば　満州事変以降の軍部の行動を許してきた　全国民にその遠い責任があることを知らなければならない。
もう書くことはない。いよいよ死に赴く　サヨウナラ　　処刑半時間前　擱筆ス

あらの会長の二言三言

気候変動・地球温暖化を考える

地球全体が、気候変動により、温暖化が急速に進んでいます。

北極・南極の氷は毎年溶けて、海面は上昇し、小さな島々は水没していきます。この日本では、海水温の上昇により、多くの水分を含んだ台風19号は、10月12日、日本に上陸し、71ヵ所の河川が決壊し、90人が死亡、5人の行方不明という悲惨な状態となりました。

気候変動の要因は、地球温暖化が加速しているからです。

地球温暖化は、化石燃料の使用や森林の減少など、大気中の温室効果ガスの濃度が急速に増加したことが原因です。

世界の歴史は、マルクス経済学者が唱えた・原始共産社会の時代は、生産力も小さく、皆で助け合う社会で、日本では縄文時代にあたり、争いもなく、平和な社会でした。

次に水稲農耕により生産力があがっていくと、貧富の差が激しくなり、強者は武器をもち、暴力で他を支配していく、日本では弥生時代、封建社会の時代に移っていきます。

イギリスでは、産業革命により、生産力は一挙にあがり、資本主義時代となり、資本家階級と労働者階級が生まれて、資本家の搾取、悲惨な労働実態が社会問題化していきます。

このときに、イギリスでは労働組合が発足し、世界的に労働運動が発展し、労働者の生活と権利を守る運動がいまも展開されています。

しかし、資本家階級の横暴を止めるにはいたっていません。

諸悪の根源、アメリカの横暴を断じて許さない！

利益のためには、なにをしてもかまわないという背景があり、生産力の上昇のなかで、ますます地球温暖化が進んでいます。最大の問題は、アメリカです。

アメリカは一見、民主主義をとっているように見えますが、いまや軍事大国化し、巨大な軍需産業・大企業と政治が結びついた「軍産複合体」が、影の大統領というべき権力を握っています。

ベトナム戦争から米軍の撤退を指示しようとしたケネディ大統領の暗殺には、戦争による利益を失うことを恐れて「軍産複合体」が絡んでいると言われています。

いまのトランプ大統領は、大企業、資本家・「軍産複合体」の利益を守るために、地球温暖化を否定し、温暖化を止めていくためのパリ協定の脱退を表明しています。

愚かなトランプ大統領に対し、スウェーデンの15歳の少女、グレタ・トゥーンベリさんが地球温暖化阻止を世界各地で訴え、多くの人々の共感を得ています。

トランプ大統領は、「グレタは、ヒステリックだ！大人に騙されている。」と誹謗していますが、みんなから非難されるのは、愚かなトランプ大統領です。

人類の生存のために地球温暖化をなんとしてもくい止めていこう！

職場の問題解決の取り組み

障害者への差別を断じて許さない！

身体障害者の男性のＡさん、障害者雇用の枠で、2019年９月、ある大手の会社に、契約社員として採用されました。Ａさんの雇用期間は、2020年７月31日まで、その後は更新有りで、試用期間は３ケ月となっています。

仕事の内容は一般事務業務ということでしたが、重量物を扱う仕事を連日強いられて、肩と腰に激しい痛みとなり、医師の診断では捻挫の負傷でした。

現在、労働災害の手続きをとっています。

上司からは「仕事ができない、能力がない。」と連日、叱責されて、本人はストレスにより精神的疲弊をうけています。

しかも会社は、Ａさんに、同年11月末で解雇すると言ってきました。

Ａさんから相談をうけた当ユニオンとして、会社に、パワハラ、労災への慰謝料の支払い、解雇の撤回を求めて団体交渉の開催を求めています。

障害者雇用促進法、パワハラ防止法違反、安全配慮義務違反は明らかであり、労災治療中の解雇は極めて不当、不法な扱いであり、解決にむけて全力をあげて闘い抜いていきます。

このままでは過労死となる！
団交で職場改善を勝ちとり全面解決

ある大手の運送会社で総務、事務の仕事を担っている男性のＢさん、連日の早出、残業、休日出勤で過労死ラインである毎月80時間を超える時間外労働を強いられて、精神的、肉体的にも疲弊し、このままでは重い病気にかかるとして、同年９月、当ユニオンに相談がありました。

しかも、時間外手当がきちんと支払われておりません。

このため、適正な労働時間と未払い時間外手当の支払いを要求し、団体交渉を求めました。

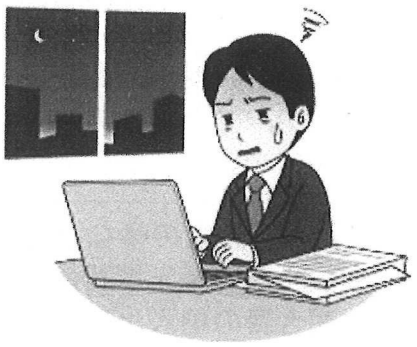

団体交渉が開催されて、本社の責任者は、労働時間の管理に不手際があったことを認め、謝罪し、今後は適正なる労働時間の実施と未払い時間外手当を速やかに支払うとの回答があり、問題は解決しました。

本人は、現在、疲労も回復し、張り切って仕事についています。

現在、当ユニオンでは、以上の件以外に、解雇撤回、降格処分の撤回、残業代未払、パワハラ問題の解決など多くの争議をかかえていて、なかには地裁の労働審判、労働委員会での闘いもあり、ひとつひとつ問題解決にむけて、全力をあげて取り組んでいます。

10月3日から北海道の最低賃金が861円になりました。

これまで

9月12日(木)『止めよう!辺野古新基地建設＆自衛隊の南西諸島配備』北海道アクション(第20回憲法問題連続講座)
実行委・戦争をさせない北海道委員会・北海道平和運動フォーラム (自治労会館)
9月14日(土) 札幌パートユニオン 第35期第2回定例学習会 改憲問題第2回 (ユニオン会議室)
9月19日(木)「戦争をさせない」総がかり行動 戦争をさせない北海道委員会 (大通り西3)
9月26日(木) 札幌パートユニオン 第35期第4回幹事会 (ユニオン会議室)
10月5日(土)・6日(日) コミュニティ・ユニオン全国ネットワーク・第31回全国交流集会
10月6日(日)「さようなら原発北海道集会」 さようなら原発1000万人アクション北海道 (大通り西8)
10月19日(土) 札幌パートユニオン コミュニティ・ユニオン全国交流集会・報告会 (ユニオン会議室)
「戦争をさせない」総がかり行動 戦争をさせない北海道委員会 (大通り西3)
11月9日(土) 札幌地区ユニオン第3回組織研修会「同一労働同一賃金」(ユニオン会議室)
11月19日(火)「デニー知事トークキャラバンin札幌」主催:沖縄県〔総がかり行動として取り組み〕(教育文化会館)
11月28日(木) 札幌パートユニオン第35期第5回幹事会 (ユニオン会議室)
11月30日(土) 札幌パートユニオン第2回街頭宣伝行動(紀伊国屋前) 陽だまり183号発行作業 (ユニオン会議室)

これから

12月7日(土)「戦争への道を許さない!!12.8北海道集会」 実行委員会 10:00～12:00 北海道教育会館(南3西12)
12月14日(土) 北海道地域ユニオン第20回定期大会 13:30～ TKPガーデンシティPREMIUM札幌大通(南1西1)
12月19日(木)「戦争をさせない」総がかり行動 戦争をさせない北海道委員会 18:00～ 大通り西3
12月21日(土) 北海道・表現の不自由展2019 11:00～19:00 札幌市教育文化会館3F305研修室
12月27日(金) 札幌パートユニオン第35期第3回定例学習会 15:00～ 札幌すみれホテル
安倍自民党政権の「憲法改正」とは？～意見を出し合おう～第3回
札幌地区ユニオン2020春闘学習会 16:30～ 拡大執行委員会 17:30～ 望年の会 18:00～ 札幌すみれホテル
2020年1月15日(水) 札幌地区連合2020新年旗開き 18:00～ ホテルポールスター札幌
1月18日(土) 日米共同訓練の規模縮小！オスプレイ参加に反対する全道総決起集会
連合北海道、北海道平和運動フォーラムほか 13:00～16:00 共済ホール(北4西1)
1月23日(木) 札幌パートユニオン第35期第6回幹事会 18:30～ ユニオン会議室
1月27日(月) 均等均衡待遇の実現を求めて～「同一労働同一賃金」の現在～(仮) 労働弁護団 18:30～ 自治労会館
1月31日・2月1日(土) 石狩地域2020春闘討論集会

お知らせ

☆職場、社会の事など何でも。「オレンジ広場」への組合員の投稿を募集しています。
☆住所や連絡先電話番号が変わったときは、速やかに事務所まで連絡してください。
☆組合費の納入が滞らないように、郵便口座の確認をしておきましょう。
3ヶ月以上の滞納がつづくと、組合脱退の扱いになってしまいます。

編・集・後・記

パワハラ問題はユニオンへの労働相談でも非常に増えているそうだ。今年のコミュニティ・ユニオン全国集会でも大きなテーマだった。

パワハラ防止法に基づいて、厚労省がパワハラ判断の指針案を出した。指針の素案に対して労働弁護団などから対象が狭すぎるなどの批判が出され、若干の修正をしてのものだったが、批判は収まっていない。

私たちも関心を持ち、パワハラを受ける側の立場に立つことが大事だと思った。

9月の定例学習会も多くの組合員が参加して「憲法改正」をテーマに行った。9条改悪よりも憲法を破壊する危険なものだと批判する憲法学者多くいる「緊急事態条項の新設」という自民党の改憲案について意見を交わし、理解を深めた。

年末には第3回目の憲法学習会を開く。改めて平和憲法の意義を確認しつつ、学びに踏まえて、行動についても話し合いたい。ぜひ参加をしてください！(Y)